

第9章 政府全体の施策における金融庁の取組み

「金融システム改革」は、「税制改革」、「歳出改革」及び「規制改革」と並んで小泉内閣が推進する構造改革の四本柱の一つに掲げられており、政府全体の経済財政運営の基本的な方針である「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」等において重要な課題として位置付けられている。

「金融システム改革」において、金融システムの安定・強化と金融・資本市場の構造改革と活性化が重要な施策と位置付けられており、金融庁では諸施策等を迅速かつ確実に実施してきている。併せて、金融に関する税制の見直しや規制改革等についても、その一環として、従来から積極的に取り組んできている。

第1節 金融システムの安定・強化に向けた取組み

I 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定）（以下「基本方針2004」）（資料9-1-1参照）

1. 経緯等

「基本方針2004」は、16年度が3年間の「集中調整期間」の仕上げの年にあたることから、①不良債権問題に代表されるバブル崩壊後の負の遺産からの脱却に目途をつける、②17年度及び18年度の2年間で「重点強化期間」と位置付け、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る、といった方針の下に策定された。

2. 概要

金融システム安定・強化に向けた取組みとしては、「集中調整期間」の仕上げを図り、改革の成果を広げる施策として以下の記述が盛り込まれている。

「平成16年度末までに、『金融再生プログラム』の着実な推進により、不良債権問題を終結させるとともに、中小企業の再生と地域経済の活性化を推進するため、リレーションシップ・バンキング（間柄重視の地域密着型金融）の機能強化を図る。

また、産業・金融の一体的再生を図るため、産業再生機構等の積極的活用を促し、整理回収機構（RCC）についても中小企業等の集中的再生に向けた一層の活用を図る。」

II 「構造改革と経済財政の中期展望」－2004年度改定（平成17年1月21日閣議決定）（資料9-1-2参照）

1. 経緯等

「構造改革と経済財政の中期展望」（平成 14 年 1 月 25 日閣議決定、以下「改革と展望」）は、従来の中期経済計画（5 カ年計画）に代わり、中央省庁改革後の中期的な経済財政運営に関する将来展望を示すものとして策定されたものである。具体的には、主として 2002～06 年度の 5 カ年を対象として、「中期的に実現を目指す経済社会の姿」と「構造改革を中心とする経済財政政策の在り方」を示しており、「今後 2 年程度の集中調整期間」における最重要課題として「デフレの克服」を掲げるとともに、「不良債権処理を促進し、今後 2～3 年以内に確実に不良債権を最終処理し、同時に他の分野における構造改革を推進することにより、遅くとも 3 年後には正常化する。」と強調するなどしたところである。

「改革と展望」は、経済の変動等に適切に対応するために、毎年度改訂することとされている。2004 年度においては、構造改革をより本格的に推進し、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る観点から、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（いわゆる「基本方針 2004」）」等を踏まえ、2005～09 年度を対象とした「改革と展望－2004 年度改訂」が策定された。

2. 概要

金融システムの安定・強化の観点から、「改革と展望－2004 年度改訂」においては、「2. 経済財政状況」の中で以下のように「集中調整期間」におけるこれまでの取組みの成果が記述されている。

「・構造改革の点では、主要行の不良債権比率は、『金融再生プログラム』に基づく半減目標の達成に向け、順調に低下してきているなど、不良債権問題の正常化に向けた着実な進展が見られる。また、企業・産業と金融の一体的再生、創業・起業の活性化、規制改革の進展等を通じて、停滞産業から新規産業へ資源が移動し、成長産業では力強く事業が拡大するなど、日本経済のダイナミズムは甦りつつある。」

第2節 金融・証券市場の構造改革と活性化に向けた取組み

I 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（平成16年6月4日閣議決定）（以下「基本方針2004」）（資料9-1-1参照）

1. 経緯等

（前節Iの1.を参照。）

2. 概要

金融・証券市場の構造改革と活性化に向けた取組みとしては、我が国金融セクターを更に強化・充実させ、経済社会の新たな成長に向け、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されることを目指すものとして、以下の記述が盛り込まれている。

3. 「民の改革」の推進

（3）金融システムの一層の改革の推進

・集中調整期間の終了後も金融セクターにおける構造改革の手綱を緩めることなく、我が国金融セクターを更に強化・充実させ、経済成長の基盤とするため、重点強化期間を対象とした「金融重点強化プログラム」（仮称）を平成16年末を目途に策定する。

・「金融重点強化プログラム」（仮称）により、バブル崩壊以来の不良債権問題への対応から脱却して、以下の5つを柱とする金融行政への積極的転換を図る。

- ① 強固で活力ある金融システムの構築
- ② 金融機関の自主的・持続的な取組による経営強化
- ③ 地域活性化・中小企業再生に貢献する地域金融や中小企業金融の構築
- ④ 利用者のニーズに対応した多様で高度な金融サービスの提供
- ⑤ 金融実態に対応した取引ルール等の整備とその下での利用者の安心の確保

こうした金融行政の下、民間金融機関の創意工夫により、経済社会の新たな成長に向けて、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるようになることを目指す。

II 「構造改革と経済財政の中期展望」－2004年度改定（平成17年1月21日閣議決定）（資料9-1-2参照）

1. 経緯等

（前節IIの1.を参照。）

2. 概要

金融・証券市場の構造改革と活性化については、「4. 構造改革への更なる取組」の中で、以下のように今後の取組みが記述されている。

「(金融システムの重点強化)」

重点強化期間を対象とした『金融改革プログラム』に基づく諸施策の実施を通じて、金融サービス利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られ、地域経済にも貢献できるような金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力によって実現することを目指す。」

Ⅲ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)(以下「基本方針 2005」)(資料 9-1-3 参照)

1. 経緯等

「基本方針 2005」は、16 年度までの集中調整期間における構造改革の進捗によって、バブル崩壊後の負の遺産から脱却し、民需主導の経済成長が実現しつつあることを踏まえ、いよいよ「攻めの改革」に踏み出すときを迎えたとの認識の下に取りまとめられた 17・18 年度の 2 年間の「重点強化期間」における政府の基本方針である。

この中で、「重点強化期間」を、

- ① 新しい躍動の時代への扉を開くことができるかどうかの岐路としての期間、
 - ② これまで取り組んできた構造改革に目処をつけるための期間、
 - ③ デフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図るための期間、
- として重要と位置付けた上で、以下の 3 つの課題を明示している。

- ① 「小さくて効率的な政府」をつくること。
- ② 新しい躍動の時代に向けて、21 世紀の日本経済にとって最も重要な環境変化である少子高齢化とグローバル化を乗り切る基盤をつくること。
- ③ デフレを克服するとともに、経済の活性化により、民需主導の経済成長を確実なものとする。

2. 概要

「基本方針 2005」では、日本経済の現状を「“バブル後”を抜け出した日本経済」と位置付けた上で、金融分野に係る「集中調整期間」の成果を以下のように総括している。

「集中調整期間においては、主要行の不良債権比率を半分程度に低

下させ、不良債権問題を正常化させるとの目標を掲げ取り組んできた。その結果、目標が達成され、金融システムが安定化することで、平成17年4月のペイオフ解禁も混乱なく実施された。」

また、「重点強化期間」における金融システム改革の推進については、「2. 民需主導経済成長を確実なものとするために－活性化のための政策転換－」の中で、「金融サービス立国」の実現に向けた以下の記述が盛り込まれた。

「(2) 金融システム改革

- ・ 利用者の満足度が高く、国際的に高い評価が得られ、地域経済にも貢献できる「金融サービス立国」を実現するため、「金融改革プログラム」に基づき、別表2の(2)の施策等を「工程表」に従って着実に実施する。

<別表2>

(2) (金融システム改革の推進)

- ・ 金融実態に対応した利用者保護ルール等の整備・徹底、市場機能の充実とその信頼性の向上等の観点から、金融・投資サービスに関する横断的法制としての「投資サービス法」(仮称)について、金融審議会の「基本的考え方」を踏まえ、早期の法制化に取り組む。
- ・ 地域の再生・活性化と中小企業金融の円滑化等を促す観点から、中小・地域金融機関による間柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図る。また、金融機関による担保・保証に過度に依存しない融資を促進する。
- ・ 我が国金融の質的向上や不良債権問題の再発防止等に資するよう、金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化のための監督上の枠組みを構築する。
- ・ 国際的な市場間競争の高まりに対応して、我が国金融市場をアジアの金融拠点とすることを視野に入れ、金融商品・サービスの多様化等の構造変化に対応した市場インフラの整備等を通じて、国際的地位の向上を図る。」

第3節 金融に関する税制

I 平成17年度税制改正

平成17年度税制改正にあたり、金融庁は、多様な投資家の市場参加の促進、金融と企業の再生の推進といった観点から、金融・証券税制に関する一連の税制改正要望を財務省主税局及び総務省自治行政局に対して提出した。こうした要望事項は、今般公布された所得税法等の一部を改正する法律及び関係政省令に反映され、金融・証券税制について種々の措置が講じられた。(資料9-3-1参照)

金融庁の要望に対する主な結果は以下のとおり。

1. 多様な投資家の市場参加を促進する税制

(1) タンス株の特定口座への持込期限の延長

(金融庁の税制改正要望内容)

特定口座の更なる利用を促進し、上場株式の株券ペーパーレス化に資する観点から、いわゆるタンス株について、16年末とされていた特定口座への持込期限の延長等を要望。

(結果)

17年4月1日から21年5月31日までの間、新たなタンス株の預入れ制度が開始された。

なお、その際の取得日および取得価額は、次のいずれかとなり、みなし取得価額(13年10月1日の終値の80%の金額)の利用はできないこととされた。

①実際の取得日及び取得価額

②名義書換日及びその日の終値

また、特定口座の利便性を更に向上させる観点から、一定の株券貸借取引に係る返還株券についても、特定口座への預託の対象とすることが認められた。

(2) 一定の上場株式の滅失損を譲渡損とみなす措置

(金融庁の税制改正要望内容)

金融取引に対する税制の中立性を確保し、金融商品の滅失による損失への適切な配慮を図る観点から、株式の滅失損について、みなし譲渡損として扱う措置等の創設を要望。

(結果)

特定口座で管理されていた上場株式が、発行会社の清算終了等によって無価値化した場合に生じた滅失損を、一定の要件のもとで譲渡損とみなす特例が創設された。

措置の適用にあたっては、上場廃止から清算終了等の時まで引き続き、継続して証券会社に開設される「特定管理口座」において保管されること等が要件となった。

2. 金融と企業の再生を推進する税制

(1) 強固な金融システムを構築するための税制措置

(金融庁の税制改正要望内容)

金融機関の自己資本における繰延税金資産に係る懸念を払拭し、金融システムの安定化に資する観点から、金融機関について、

- ①貸倒れに係る無税償却・引当の範囲拡大
- ②欠損金の繰戻還付の凍結解除・期間延長（1⇒15年）
- ③欠損金の繰越控除の期間延長（7⇒10年）

を一体的に実施すること等を要望。

(結果)

金融機関の不良債権処理に係る税制上の対応については、平成17年度与党税制改正大綱(16年12月15日)において、今後の金融機関の自己資本の状況等を見極め、金融機関の自己資本に関する金融行政上の対応の検討等とあわせ、納税者間の公平、税制度としての執行可能性を前提に、金融機関や財政に及ぼす影響等を踏まえ、引き続き検討を続けることとされた。

(2) 企業再生の円滑化を図るための税制措置

(金融庁の税制改正要望内容)

民事再生法の再生計画認可の決定等又はこれに準ずる再建計画の合意があった場合に、債務者である法人について、

- ①その有する資産の評価損及び評価益の計上を行う
- ②上記①の適用を受ける場合には、繰越欠損金のうち青色欠損金等以外の欠損金を優先して控除（債務免除益等の額を限度）する

措置を講ずるよう要望。

(結果)

民事再生法等の法的整理及び一定の私的整理が行われる場合に、債務者である法人について、①資産の評価損益を計上する措置と、②①の適用を受ける場合に、債務免除益等の範囲内で期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して控除する措置が、講じられた。

なお、上記措置の適用対象となる一定の私的整理とは、民事再生法等の法的整理に準ずるもののうち、適正な資産評定に基づく貸借対照表を基礎として債務免除額が定められていること等一定の要件を満たすものとされた。

Ⅱ 金融税制に関するスタディグループ

1. 設置の経緯および目的

金融庁では、金融インフラの整備という立場から、金融審議会において金融税制についての検討を行う場を設けるため、16年3月17日に開催された金融審議会総会・金融分科会合同会合において、「金融税制に関するスタディグループ」を設置することが決定され、17年6月までに計13回開催されている（資料9-3-2参照）。

2. 検討テーマ

16年度は夏前までに6回開催し、金融商品課税の一体化について議論を重ね、8月に座長メモ「金融商品課税の一体化に関するこれまでの議論の経緯」が示された。金融商品課税の一体化に係る平成17年度税制改正要望は、この座長メモを参考として行った。

その後は、年末までに3回開催し、税制改正の結果報告などを実施。17年度は、5月から6月にかけて4回開催し、外部有識者から配当課税やファンド課税などについてプレゼンテーションを行って頂いたところ。

第4節 規制改革・民間開放、特区、地域再生に関する取組み

I 規制改革・民間開放に関する取組み

1. 概要

当庁では、金融・資本市場が国際競争力を備えた市場として再生することを目指した日本版ビッグバンの進展を踏まえた上で、IT化の進展や経済社会全体の急速なグローバル化・高齢化、並びに「事前規制から事後監視へ」という金融行政の在り方も踏まえ、規制改革に取り組んできている。

平成16事務年度においても、以下のとおり更なる規制改革に向けた取組みを推進し、その取組方針については「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日閣議決定)等の形で取りまとめられている。

▽16事務年度における規制改革への政府全体の取組状況

年・月	取組状況
16年6月	▽規制改革・民間開放集中受付月間の実施(1日～30日) ・民間等から全国規模の規制改革要望を受付。
8月	▽中間取りまとめ ―官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」―の策定(3日) ・「官製市場の民間開放」の重点検討事項に絞り、民間有識者で構成されるワーキンググループで検討を行った結果の中間取りまとめ
9月	▽全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針の策定(10日) ・6月の集中受付月間で寄せられた要望を踏まえ、全国規模の実施が可能な事項について、改革の内容や実施時期等の対応方針を取りまとめ。
10月 11月	▽規制改革・民間開放集中受付月間の実施(10月18日～11月17日) ・民間等から全国規模の規制改革要望を受付。
12月	▽規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申の策定(12月24日) ・8月の「中間取りまとめ」を踏まえ、民間開放推進の横断的手法としての市場化テスト(官民競争入札制度)等について、ワーキンググループ等における審議結果を取りまとめ。

年・月	取組状況
17年2月	▽全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針の策定(18日) ・10～11月の集中受付月間で寄せられた要望を踏まえ、全国規模の実施が可能な事項について、改革の内容や実施時期等の対応方針を取りまとめ。
3月	▽規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申(追加答申)の策定(23日) ▽「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」の策定(25日閣議決定)
6月	▽規制改革・民間開放集中受付月間の実施(1日～30日) ・民間等から全国規模の規制改革要望を受付。

2. 具体的な取組み事例

(1) 全国規模の規制改革・民間開放要望への対応

規制改革・民間開放推進会議は16年6月1日～30日及び10月18日～11月17日を「規制改革・民間開放集中受付月間」とし、この間、民間事業者、地方公共団体等から全国規模の規制改革・民間開放要望の受付を実施。

寄せられた要望への対応は、16年9月10日及び17年2月18日に「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針について」として閣議報告された。

▽ 16年9月報告

金融分野に係る主な要望事項	対応
・有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加えることについて、有価証券市場において問題がないことを確認の上、関係法令の改正を平成16年度中に実施する。
・骨髄移植ドナーに対する生命保険給付について	保険要件として必要な偶然性の確保、モラルリスクの排除等を確認した上で、骨髄移植ドナーに対する生命保険給付が可能となるよう、平成16年度中にできるだけ速やかに関係府令の改正を実施する。

▽ 17年2月報告

金融分野に係る主な要望事項	対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資顧問業における利害関係人の範囲の見直し 	投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲の見直しについて、他業との整合性の観点も含めた検討を行い、平成16年度中に結論を得た上で、所要の措置を講じる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応 	信用金庫における計算書類、定款、理事会の議事録・会員名簿の電磁的記録による作成や保存が可能となるよう16年度中に措置する。

(2) 規制改革・民間開放推進に関する答申及び中期計画

ア. 規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申—官製市場の民間開放による「民主導の経済社会の実現」— (平成16年12月24日)

当該答申は「規制改革・民間開放推進会議」が、国等自らがサービス等を提供している分野及びサービス等の提供主体が一定の法人等に限定されている等公的関与の強い分野（いわゆる「官製市場」）の民間開放というテーマに重点を絞って調査審議を重ねてきた成果を答申したものである。これを受け、同月28日には「同答申で示された『具体的施策』を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成16年度末までに『規制改革・民間開放推進3か年計画』（16年3月19日閣議決定）を改定する」ことが閣議決定された。

なお、「3か年計画」に対応して設置されたワーキンググループにおける金融分野の検討結果は、下記「追加答申」に盛り込まれることとされた。

イ. 規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申（追加答申）

(平成17年3月23日)

当該「追加答申」は、上記「第1次答申」で提言された「具体的施策」のフォローアップ結果及び、上記「3か年計画」に対応した個別分野にわたるワーキンググループにおける調査審議の検討結果を取りまとめたものである。

なお、金融分野に係る個別項目の内容については、下記「規制改革・

民間開放推進三か年計画（改定）」に反映されることとなった。

ウ. 規制改革・民間開放推進三か年計画（改定）

（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）

本計画は、政府が 16 年度から 18 年度までの 3 年にわたって取り組む規制改革事項を確定することにより、その着実かつ速やかな実施を図るために 16 年 3 月 19 日に策定した「3 か年計画」を、上記「第 1 次答申」及び「追加答申」を踏まえ、改定したものである。

なお、金融分野に係る重点事項としては、主として以下の規制改革項目が盛り込まれた。

▽ 規制改革・民間開放推進三か年計画（改定）で示された主な検討内容

分野	主な検討内容
銀行	<p>信託財産に係る議決権保有規制の弾力化 【17 年度中に検討・結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行業を営む会社に対する「信託財産として所有等する議決権の増加割合が年 1%以下であること」との基準について、認可後計画的に当該基準を守って議決権を取得していて、発行会社による予期せぬ自己株式取得により議決権の増加割合が年 1%を超えた場合には、一定の条件の下で例外的に許容することとする等、基準の弾力化を図る。
証券	<p>金融サービス（投資）法制の横断化 【17 年度以降逐次結論・措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の証券取引法を改組して、銀行取引・保険取引以外の分野（＝資本市場分野）を横断的にカバーできる投資者保護法制（投資サービス法〔仮称〕）を構築する。 <p>投資法人の資金調達手段の多様化 【平成 17 年度検討、平成 18 年度結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資法人の超短期の資金ニーズ等に対応すべく、投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え CP の発行を可能とすることについて検討し、結論を得る。
保険	<p>保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全 【第 162 回国会に法案提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用リスクを顧客が負う保険契約のうち最低保証のないものについては、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険会社の経営破綻時に当該保険契約の保険金請求権等を有利に取り扱うことを可能とする措置を講ずる。
保険	<p>根拠法のない共済に対する消費者保護ルールの整備</p>

	<p>【第 162 回国会に法案提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用し、消費者保護の観点から、一定の財産的基礎を要件とする登録制、募集規制(虚偽の表示等の禁止、募集人登録等)等を導入する等、早急に制度を整備する。
--	--

II 構造改革特区に関する取組み

1. 概要

構造改革特区制度は、「規制改革を地域の自発性を最大限尊重する形で進め、わが国経済の活性化及び地域の活性化を実現する」ことを目的としている。地方公共団体等からの特区提案については、平成 14 年 7 月 26 日の閣議決定により設置された構造改革特区推進本部（同本部は後に構造改革特別区域法に基づくものとして改組された）が、関係省庁等と連携しつつ、認定の可否を検討してきている。

▽ 16 事務年度中の構造改革特区推進への取組み状況

年・月	取組み状況
16 年 6 月	▽第 5 次特区提案募集（1 日～30 日） ・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第 5 次提案を募集。
9 月	▽第 5 次特区提案に対する政府の対応方針（10 日） ・ 6 月に寄せられた提案について検討を行い、政府の対応方針を取りまとめ。
10 月 11 月	▽第 6 次特区提案募集（10 月 18 日～11 月 17 日） ・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第 6 次提案を募集。
17 年 2 月	▽第 6 次特区提案に対する政府の対応方針（9 日） ・ 10 月・11 月に寄せられた提案について検討を行い、政府の対応方針を取りまとめ。
6 月	▽第 7 次特区提案募集（1 日～30 日） ・ 地方公共団体等から構造改革特区にかかる第 7 次提案を募集。

2. 具体的な取組み事例

16 事務年度においては、構造改革特区の第 5 次提案（16 年 6 月）、第 6 次提案（16 年 10 ・11 月）が募集され、それぞれに対し特区認定が行われ（16 年 11 月、17 年 3 月）、金融庁関連では第 5 次提案で受け付けた要望について以下の措置が講じられた。

案件	内容
地域通貨に対する前払式証票法の事前登録要件の緩和	地方公共団体が、発行体である非営利法人の財務の健全性や資金の管理等について、購入者保護の観点から適正であると認めて構造改革特別区域計画を申請する場合には、第三者型発行者における事前登録要件のうち資本要件について課さないこととする。

なお、第 6 次提案において特区提案として受け付けた以下の項目については、全国で実施することが妥当として以下の措置が講じられた。

案件	内容
商品自動車の回送運行における自動車損害賠償責任保険期間の延長	商品自動車の保険期間を現行の 6 ヶ月以内から 1 年以内に延長することについては、自動車損害賠償保障法施行規則の改正を前提に、次回の自動車損害賠償責任保険審議会に自動車損害賠償責任保険料基準料率の改正案を諮問し、同審議会からの答申を受け、同基準料率の改正を措置する。

Ⅲ 地域再生に関する取組み

1. 経緯

「地域が自ら考え、行動する。国は、これを支援する」ことを通じて、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、「持続可能な地域再生」を実現するため、政府（地域再生本部）は、16 年 5 月 27 日に「今後の地域再生の推進にあたっての方向と戦略」を本部決定し、地域再生の新たな取組みの方向を示した。これを受けて、6 月に実施された各自治体からの提案募集では、地域が考える政策テーマに応じた補助金の整理・統合等を求める予算関連の提案が多く寄せられた。

その後、こうした地域の具体的な声に基づく検討結果及び平成 17 年度予算案の閣議決定を踏まえ、地方公共団体や民間事業者等からの地域再生構想の提案を政府として検討した上で、国が講ずるべき支援措置等を定めた「地域再生推進のためのプログラム 2005」が 17 年 2 月 15 日に策定されるとと

もに、地域再生に必要な事業に対して

- ① 課税の特例
- ② 地域再生基盤強化交付金
- ③ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化

を可能とする「地域再生法」が17年4月1日に施行された。

なお、上記「地域再生法」の施行を受け、「地域再生基本方針」が策定（同年4月22日閣議決定）され、当庁にかかる支援措置として、以下のものが盛り込まれている。

▽地域再生計画認定地域を対象とした支援措置

担当 省庁	事項名	支援措置の概要
金融庁	地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携	地域再生計画に地域資本市場育成のための投資家教育を実施する事業を位置付け、認定を受けた地方公共団体に対し、ヒアリングを行った上で、必要と思われる具体策（シンポジウムの開催や、講師の派遣など）を決定する。
金融庁、 経済産業省	中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

2. 地域再生計画の認定

上記プログラム等を受けて、17年5月9日～18日の間、内閣官房地域再生事業推進室において地域再生法に基づく地域再生計画の認定申請を受け付けたところ、全国の地方公共団体から454件の認定申請が提出された。なお、今回の申請には、金融庁関連の計画は含まれていなかった。

第5節 金融知識の普及・消費者教育への取組み

金融に関する消費者教育については、平成12年6月の金融審議会答申「21世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、「……今後、金融庁を中心とする関係当局は金融分野における消費者教育に積極的に取り組むべきであり、そのための具体的対応の検討が期待される」とその必要性が述べられており、金融庁としてはこれを受け、同年7月の金融庁発足時の長官談話において、「……消費者教育の充実を図り、金融商品や金融取引についての国民の理解を増進する」との基本的考え方を示したところである。

その後、14年8月の「証券市場の改革促進プログラム」において、誰もが投資しやすい市場の整備の方策として、投資家の信頼が得られる市場の確立などとともに、「投資知識の普及・情報の提供」が掲げられたほか、15年12月の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において、投資教育の改革の方向性が示されたところである。

更に、16年12月に公表された金融改革プログラムには「利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充」とあり、工程表において「関係省庁・民間団体との連携強化、財務局・財務事務所の活用を通じ、金融庁主催のシンポジウム、教師との懇談会、教師向け研修会の開催、教材の普及等、金融経済教育に係る諸施策を実施」と記載されているところである。

これらを踏まえ、16事務年度においては、小学生向けパンフレット「金融庁くらしと金融」の作成・ホームページ掲載、「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のホームページ掲載、中学生・高校生向け副教材の改訂・ホームページ掲載、高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ホームページ掲載、副教材及びパンフレットの、全国中学・高校への配布（1.7万部）を行ったほか、金融関係団体等との連携を図りつつ、金融経済教育の一層の推進・充実に向けた様々な取組を行った。

◆ 消費者教育への主な取組状況

1. 金融庁ホームページ「金融サービス利用者コーナー」の拡充

一般消費者への金融に関する情報提供機能を拡充し、消費者教育の充実を図ることを目的として、金融庁ホームページに「金融サービス利用者コーナー」を開設し、随時、その拡充に努めている。

16事務年度においては、17年4月、同コーナーをより見やすくするために、トップページの改訂を行った。

2. 学校における金融教育の推進のための取組

(1) 文部科学省への要請

14年11月、学校における金融教育の一層の推進の観点から、文部科学省に対して学校における金融教育の一層の推進について長官名で文書にて要請を行

った。

(2) 小学生向けパンフレットの作成・提供

16年8月、「子ども霞が関見学デー」での配布等に使用するため、小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」を作成し、ホームページに掲載している。
(資料9-5-1参照)

(3) 副教材の改訂・提供

16年10月、学校における金融教育の一層の推進に資するため、15年10月に作成した中学・高校生向けの副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を改訂し、金融庁ホームページに掲載している。(資料9-5-2参照)

また、17年2月に全国の中学校・高等学校に見本として一部を送付した。

(4) 高校卒業生向けパンフレットの作成・提供

16年12月、高校卒業生向けのパンフレット「はじめての金融ガイド」を作成し、金融庁ホームページに掲載している。(資料9-5-3参照)

また、17年2月に全国の高等学校に見本として一部を送付した。

3. 各種パンフレット類の配布

金融制度、金融商品等の周知を図るため、必要に応じパンフレット等を作成(購入)し、財務(支)局及び財務事務所を通じて一般消費者に配布している。

(例)「新・くらしのアドバイス —この商品・あの取引のここに注意!—」
「預金保険制度(預金保護のしくみ)」

4. 懇談会・後援等

(1) 17年3月に大臣の私的な懇談会である「金融経済教育懇談会」が設置され、7回の会合を経て6月に論点整理を行い、記者発表を行った。(資料9-5-4~5参照)

(2) 金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対する「金融庁後援」による協力を通じて、金融知識の普及活動に取り組んでいる。(資料9-5-6参照)

(3) 16年8月、各都道府県の小学校、中学校、高等学校を対象に、各学校における金融経済教育の意識、取組み状況及び金融庁への要望などの実態を調査し、今後金融庁が取り組むべき施策の参考とすることを目的とし「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」を実施し、その結果をホームページに掲載した。

5. 金融広報中央委員会の活動への協力

金融広報中央委員会が行う各種の金融知識普及活動に対し、協力を行っている。具体的には、金融・証券・保険関係団体やNPO等との更なる連携強化を図るため、14年11月に同委員会に設置された「金融に関する消費者教育の進め方についての連絡協議会」のメンバーに金融庁も加わっている。